平成２８年（フ）第６００号
東京都江戸川区東瑞江２丁目65　高瀬荘２階、住民票上の住所東京都江戸川区東瑞江２丁目65
債務者　青山　由香
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２２号
東京都江戸川区南葛西２丁目13―14―314　ビッグラブ21
債務者　熊田　友彦
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２７号
東京都中央区築地７丁目12―11―302
債務者　中湯平　敬
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２８号
東京都北区滝野川６丁目86―12―501
債務者　河村進太郎
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３１号
東京都板橋区若木３丁目４－８―203
債務者　平塚　文弘
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３３号
東京都小平市学園西町１丁目22―18―102
債務者　小澤　　泉
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４０号
東京都荒川区町屋６丁目８－６
債務者　岸　かおり
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２９６号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目23番16号　302
債務者　河端　和彦
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１６号
鹿児島県指宿市山川大山1832番地３
破産者　大林産業有限会社
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第９７号
群馬県渋川市八木原815番地９
破産者　有限会社翔建装
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４６号
相模原市中央区緑が丘１丁目40番19号
破産者　有限会社ズーム・アド・プロダクション
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３４７号
相模原市中央区緑が丘１丁目40番19号
破産者　株式会社アイ・エス・ピー
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５４号
最後の住所　山形県東置賜郡高畠町大字一本柳375番地の１
破産者　亡日下貞一相続財産
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１３５８号
神奈川県高座郡寒川町倉見969番地の１
破産者　株式会社ユー・エス・ティー
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２７号
横浜市泉区上飯田町4596番地
破産者　有限会社香池
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０５号
富山市問屋町２丁目５番29号
破産者　株式会社池正商會
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２号
福岡県大牟田市大字手鎌103番地１
破産者　クレア薬品株式会社
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第２７号
千葉県匝瑳市野手2552番地27、開始決定時の住所千葉県山武郡九十九里町作田2053番地
破産者　石田　義**幸**
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係